

# 特定ものづくり基盤技術の指定について

平成18年6月13日(火)  
経済産業省中小企業庁

# 1. 法律において規定されている 特定ものづくり基盤技術の要件 (法第2条第2項)

この法律において「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法(平成十一年法律第二号)第二条第一項に規定するものづくり基盤技術<sub>(1)</sub>のうち、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるもの<sub>(2)</sub>であって、中小企業者がその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するもの<sub>(3)</sub>として経済産業大臣が指定するものをいう。

(1)ものづくり基盤技術振興基本法に規定する  
ものづくり基盤技術から抽出すること。(汎用性の要件)

- ものづくり基本法では、「工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして、ものづくり基盤技術が政令で指定されている。(別紙1)
- 本法において、その高度化を図るべきものづくりに関する技術は、ものづくり基本法における「ものづくり基盤技術」に概念上包含されるものといえる。従って、本法の支援対象である特定ものづくり基盤技術は、26のものづくり基盤技術のうちから抽出し、指定することとする。
- 抽出にあたっては、26のものづくり基盤技術の各技術を構成する要素技術及びそれらを組み合わせた技術を含む。

# ものづくり基盤技術振興基本法第2条第1項において 指定されているものづくり基盤技術

- 一 設計に係る技術
- 二 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鋳造及びプレス加工に係る技術
- 三 圧延、伸線及び引抜きに係る技術
- 四 研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術
- 五 整毛及び紡績に係る技術
- 六 製織、剪毛及び編成に係る技術
- 七 縫製に係る技術
- 八 染色に係る技術
- 九 粉碎に係る技術
- 十 抄紙に係る技術
- 十一 製版に係る技術
- 十二 分離に係る技術
- 十三 洗浄に係る技術
- 十四 熱処理に係る技術
- 十五 溶接に係る技術
- 十六 溶融に係る技術
- 十七 塗装及びめっきに係る技術
- 十八 精製に係る技術
- 十九 加水分解及び電気分解に係る技術
- 二十 発酵に係る技術
- 二十一 重合に係る技術
- 二十二 真空の維持に係る技術
- 二十三 巻取りに係る技術
- 二十四 製造過程の管理に係る技術
- 二十五 機械器具の修理及び調整に係る技術
- 二十六 非破壊検査及び物性の測定に係る技術

## **(2) 当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであること(中小企業性の要件)**

- 本法は中小企業支援であり、支援対象となる技術については、中小企業者が主として担っている技術、いわゆる、中小企業性の高い技術であることが必要である。

## **(3) 中小企業者とその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものであること。 (重大性・不可欠性の要件)**

- 本法は我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目的に掲げていることから、支援対象となる技術については、電気機械、精密機械など、我が国製造業の国際競争力の強化に特に資する技術であることを要求する要件である。
- ここで、「特に資する技術」とは、製品を設計、製造又は修理する過程において、その技術以外の技術で製造された部品・部材で代替することが困難であり、従って当該部品・部材の不可欠性が高く、よって当該技術を用いて部品・部材を製造・供給する川上中小企業者と、川下製造業の間に、相当程度の取引関係が確認できる技術であることを指す。
- また同時に、燃料電池及び情報家電、ロボットなどの新たな事業の創出に特に資する技術である必要がある。

## 2 . 特定ものづくり基盤技術（案）

詳細は別紙2を参照

技術名	担当課
組込みソフトウェアに係る技術	情報処理振興課
金型に係る技術	素形材産業室
電子部品・デバイスの実装に係る技術	情報通信機器課
プラスチック成形加工に係る技術	化学課
鍛造に係る技術	素形材産業室
動力伝達に係る技術	産業機械課
部材の結合に係る技術	産業機械課
鑄造に係る技術	素形材産業室
金属プレス加工に係る技術	素形材産業室
位置決めに係る技術	産業機械課
切削加工に係る技術	産業機械課
織染加工に係る技術	繊維課
高機能化学合成に係る技術	化学課
熱処理に係る技術	素形材産業室
めっきに係る技術	非鉄金属課
発酵に係る技術	生物化学産業課
真空の維持に係る技術	産業機械課